

東近江農地整備事業所作業上衣外 6 件購入仕様書

1 適用範囲

本調達は、この仕様書によるものとする。

2 購入の対象

本調達の品目及び数量は、別紙のとおりとする。

3 納入先

〒527-0023

滋賀県東近江市八日市緑町 11-24

近畿農政局東近江農地整備事業所

4 履行期限

令和 8 年 7 月 3 日まで

5 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- (1) 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- (2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- (3) 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- (4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- (5) 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- (6) みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める

6 その他

- (1) 配送料等の調達にかかる一切の費用については受注者の負担とし、見積価格に計上記載すること。
- (2) 全品サイズ変更による返品交換ができるものとし、作業用ズボンについては、納入後全数裾直しができるものとする。
- (3) 参考品については、仕様に適合する商品名として例示しているものであり、仕様に適合した製品であれば参考品以外でも構わない。ただし、参考品以外で見積する場合は、「近畿農政局東近江農地整備事業所オープンカウンター方式実施要領」5. (6) のとおり、見積書提出前に当所経理係にその旨申し出し、その確認を受けること。

- (4) 受注者は、物品を納入しようとする場合は、発注者に対し納入する旨を通知し、発注者が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- (5) 受注者又は、受注者の使用者は、検査に立会い、検査職員の指示に従って、物品の検査に必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 受注者又は、受注者の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、受注者の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- (7) 代金の支払いについては、受注者より提出された適法な支払請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。
- (8) 上記に定めのない事項については、発注者、受注者と協議の上決定する。